

計画作成年度	平成25年度
計画改定年度	平成28年度
計画主体	関川村

関川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 関川村農林観光課
所在地 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地
電話番号 0254-64-1447(直通)
FAX番号 0254-64-0079
メールアドレス norinkanko@vill.sekikawa.niigata.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・カワウ
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	関川村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	金額（千円）	面積（a）
ニホンザル	稲	24	2.0
	豆類	14	0.5
	果樹	6	0.7
	野菜	1,094	55.0
カワウ	魚類(アユ等)	1,912	—

(2) 被害の傾向

<p>【 ニホンザル 】 関川村の農地や周辺の集落に出没するニホンザルの個体数は、猟友会への聞き取り等から900頭程度存在すると推測されており、出没は村内の集落全域に及び、特に霧出地区、七ヶ谷地区に被害が集中している。また出没頭数・出没地域・被害地域は、群れの繁殖等で年々拡大している。 農作物被害は野菜を中心に発生しており、発生時期は毎年4月から11月までの間である。被害の拡大により、農業者の生産意欲が低下し不作付地が増加して、被害金額以上の被害を及ぼしている。</p> <p>【 カワウ 】 放流後のアユや鮭稚魚、川魚などが食害により減少している。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）		目標値（平成30年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ニホンザル	1,138千円	58a	650千円	35a
カワウ	1,912千円	—	1,500千円	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① 猟友会員の出動による銃器による捕獲</p> <p>② 農家による追い払い</p> <p>③ サル等の撃退に効果的と言われる『ウルフピー』の実証試験を実施</p>	<p>① ニホンザルの捕獲頭数年度毎に差が大きく、50頭～300頭程度の捕獲を行っているが農作物等被害は減少していない。また捕獲に携わる人材も不足している。</p> <p>② ロケット花火や爆音器で追い払っているが、慣れてしまうと効果は薄い。</p> <p>③ 6～9月の間で実証期間中に風よけネットが引き裂かれる等被害はあったが、例年より少なかった。ただし、実証した年は猛暑だったせいもあり、確証は得られていない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>・ 農家組合の申請に対して事業費の2分の1補助（村単独）</p>	<p>・ 集落の自己負担がある為、大規模な事業を実施できていない。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>【 ニホンザル 】</p> <p>新潟県ニホンザル管理計画に基づいて、加害群れを対象に猟友会員による捕獲を実施し、群れの個体数の調整を行う。現在の被害は荒川左岸地域が主だが、荒川右岸地域においてもサルの被害が発生している為、猟友会と協議し、巡回の範囲を拡大していく。</p> <p>被害防止体制として、住民(農家)による組織的な追い払いや放任野菜、果樹の撤去に関する啓発等を実施し、サルを誘引しにくい環境づくりに努める。防護柵等の設置については、これまでに設置した圃場の効果を検証し、周知を図り普及を進める。また、猟友会員減少による、鳥獣害捕獲従事者不足の解消のため担い手緊急確保事業等を用いて人材確保に努める。</p> <p>【 カワウ 】</p> <p>放流アユ等の食害被害対策として、漁協で被害調査を行い、取組の効果検証をしつつ、引き続き猟友会員による銃器による捕獲及び追い払いを実施する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

新潟県猟友会村上支部へ業務委託契約（年間）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H28	ニホンザル・カワウ	・ 猟友会による定期巡回の実施や目撃及び被害発生時の出動
H29	ニホンザル・カワウ	・ 猟友会による定期巡回の実施や目撃及び被害発生時の出動
H30	ニホンザル・カワウ	・ 猟友会による定期巡回の実施や目撃及び被害発生時の出動

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【 ニホンザル 】</p> <p>猟友会への聞き取り調査等の結果から、加害群れの推定個体数を900頭とし、加害個体を中心に捕獲をする。加害レベルの判定は新潟県ニホンザル管理計画を基本とし、農地及び人家の庭に出没し農作物被害や住民への人身被害を及ぼすニホンザルについて捕獲を実施する。</p> <p>捕獲数については、平成19年～23年の5年間の有害鳥獣捕獲数のうち最も捕獲数の多かった平成22年度の捕獲数を基準に200頭程度とする。</p>
<p>【 カワウ 】</p> <p>過去5年間の有害鳥獣捕獲数は10羽前後であるが、他地域からの飛来数等を考慮して捕獲数を20羽程度とする。漁業被害の状況、隣接市町村からの情報等を踏まえ、被害抑制のため積極的に捕獲するが計画的な捕獲にも配慮し、群れの分裂を防ぎつつ規模の縮小を目指す。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	28年度	29年度	30年度
ニホンザル	200頭程度	200頭程度	200頭程度
カワウ	概ね20羽程度	概ね20羽程度	概ね20羽程度

捕獲等の取組内容
銃器による捕獲（4～12月）…被害地域全域（ニホンザル・カワウ）

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	28年度	29年度	30年度
ニホンザル	電気柵設置等(要望に応じて設置)	電気柵設置等(要望に応じて設置)	電気柵設置等(要望に応じて設置)

(2) その他被害防止に関する取組

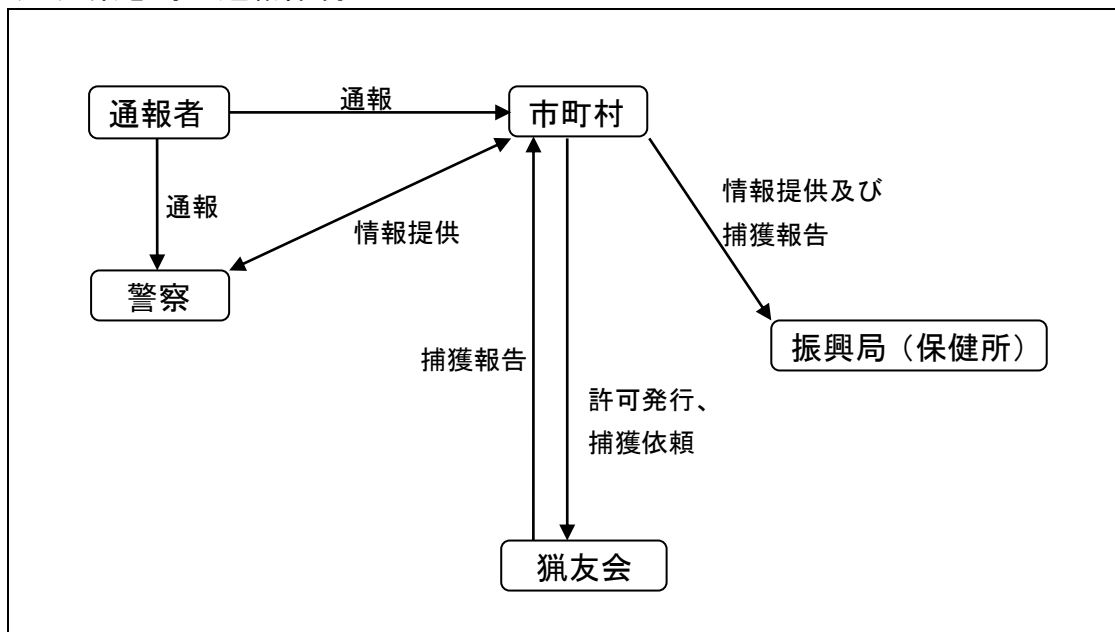
年度	対象鳥獣	取組内容
28	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵の設置・管理 ・ 追い払いに関する啓発の実施、体制の整備 ・ 放任野菜の除去等に関する啓発の実施 ・ 被害量及び生息数調査の実施
	カワウ	
29	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵の設置・管理 ・ 追い払いに関する啓発の実施、体制の整備 ・ 放任野菜の除去等に関する啓発の実施 ・ 被害量及び生息数調査の実施
	カワウ	
30	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵の設置・管理 ・ 追い払いに関する啓発の実施、体制の整備 ・ 放任野菜の除去等に関する啓発の実施 ・ 被害量及び生息数調査の実施
	カワウ	

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新潟県猟友会村上支部	対象鳥獣の捕獲を実施する。
関川村	学校や近隣集落等関係機関との連絡調整及び情報提供
村上警察署	現地の見回り等
村上地域振興局	有害鳥獣の対処方法に関する指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	関川村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
関川村	・ 関川村鳥獣被害防止対策協議会を運営し、鳥獣被害防止対策について、当該協議会委員との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
にいがた岩船農業協同組合	・ 農作物被害の把握及び農家への情報提供等必要な被害防止対策を支援する。
下越農業共済組合	・ 農作物被害の把握及び農家への情報提供等必要な被害防止対策を支援する。
新潟県猟友会村上支部	・ 対象鳥獣捕獲等を実施する。
鳥獣保護管理員	・ 対象鳥獣捕獲等に係る調査を実施する。
荒川漁業協同組合	・ 内水面被害の把握及び必要な被害防止対策の実施。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
村上地域振興局	・ 国、県からの情報提供。 ・ 事業実施に対する指導。
新潟県農林水産部水産課 村上駐在所	・ カワウ対策の情報提供等、必要な指導・ 助言を行う。
関川村森林組合	・ 里山の森林整備を進めることにより、野生 生物との緩衝帯をつくる。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・ 現在は猟友会村上支部に委託し捕獲を実施している。 今後、猟友会員の捕獲の出役状況・捕獲実績を考慮し、計画期間内に猟友会村上支部の会員と荒川漁業協同組合員の中から鳥獣被害対策実施隊員を選抜し、実施隊の設置を検討する。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・ 農家及び地域住民には集落単位での追い払いや放任野菜、果樹の除去等に関する啓発等を実施し、サルを誘引しにくい環境づくりの実現を図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・ 捕獲現場において埋設処理を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・ 耕作放棄地解消対策についても被害防止と併せて実施する。

計画作成日	平成25年 6月12日
計画改定日	平成28年 9月30日